



川崎市

緩和ケア病棟のご案内



地域がん診療連携拠点病院
川崎市立井田病院

川崎市中原区井田2-27-1

代表：044-766-2188 / がん相談支援センター：044-751-8280

緩和ケア病棟とは

緩和ケア病棟（PCU=Palliative Care Unit）とは、治ることの難しいがんを抱えた患者さんご家族を支える病棟のことです。心身の痛みや苦しみをやわらげ、生活の質（QOL=quality of life）を高めることを目指しています。

1. 痛みからの解放

がんによる痛みやつらい症状をやわらげます。
（必要に応じて、医療用麻薬や緩和的放射線治療、神経ブロックにより苦痛を緩和します）

2. 心穏やかに

患者さんやご家族の不安、恐れ、うつなど心のつらさを受け止め、穏やかに過ごしていただけるよう支援します。（必要に応じて、心理職や精神科医が援助します）

3. 医療チームによる支援

様々な医療スタッフがチームを組んで患者さんやご家族の要望にお応えします。


入院について

入院の条件


1. 入院の対象となる患者さんは、がんの治癒が困難と医師によって判断された方です。
2. 患者さんまたはご家族が、入院を希望されていることが大切です。
3. 入院時に患者さんが病名や病状について理解していることが望ましく、理解されていない場合には、入院後に患者さんの求めに応じて病名や病状の説明をすることもあります。真実を知ることにより、患者さんは自ら生き方を選択することができます。
4. 入院後に症状が落ち着いた場合は、外来通院や在宅療養に移行します。入院や退院を繰り返す場合もあります。外出や外泊も可能です。

入院の方法

入院を希望される場合は、がん相談支援センター（月曜日～金曜日 8時半～16時半）にご連絡いただき、緩和ケア内科初診を予約（月曜日～木曜日 午後）してください。初診には、ご本人もしくは病状のよくわかるご家族などが受診し、入院方法やその時期などについて担当医師と相談していただきます。



談話室



家族室



病室

介護浴槽

入院生活について

- 1. 心身の苦痛緩和に力を注ぎます。（緩和医療の専門家が関わります）**
がんの病状が進行した段階で発生する“痛み”などの心身の苦痛に対応するため、専門的な知識や技術をもった医師や看護師が関わります。精神的な苦痛には、精神科医や心理職も関わります。
- 2. 患者さんにとって負担となる検査や医療処置は必要最低限にします。**
出来る限り、ご自宅のように過ごしていただけるよう配慮しております。
- 3. 面会時間やご家族の付き添いについては、制限はありません。**
ペットの面会も可能です。
- 4. ご家族がお休みになれる設備があります。**
病室にソファーベッドがあり、患者さんのそばで休むことができます。また、ご家族が利用できる家族室や浴室があります。
- 5. ご家族が使用できるキッチンがあります。**
患者さんの好みに合わせて、ご家族がお食事やおやつを作ることができます。電子レンジ、オーブントースター、製氷機などもご用意があります。
- 6. 面談室があり医師や看護師とじっくり話ができます。**
周りに気を使わず、落ち着いて話すことのできる環境が整っています。
- 7. 談話室（サンルーム）でくつろぐことができます。**
ミニコンサートやティーサービスを楽しんだり、ご面会に来られた方々と談話できる場所があります。付き添うご家族の疲れを癒せるようにマッサージ機を準備しています。

入院費用等について

1. 当院は厚生労働省の緩和ケア病棟施設基準を満たし、神奈川県の施設認証を受けております。
2. **医療費**は、一般病棟と同様に社会保険や国民健康保険などの各種健康保険が適用されます。
3. **入院費用**は、入院日数による定額料金です。（下記表は目安）

入院料	30日以内 約50,000円/日	31～60日以内 約45,000円/日	60日以上 約35,000円/日
保険負担（3割）	約15,000円	約14,000円	約10,000円
保険負担（1割）	約5,000円	約4,000円	約3,500円

入院環境料、地域加算など、必要に応じて加算があります。また食事療養費、病衣代は別途負担になります。有料個室をご利用の場合は、差額ベッド代がかかります。

※ **病室**は、全て個室で23室あります。

（内訳：19室→差額なし 3室→14,300円 1室→20,900円）

ご家族付き添い用寝具（一組一泊500円）を用意しています。

※ **各種医療証**は、保険証と一緒に入院受付窓口に提出してください。

※ **高額療養費制度**は、1ヶ月当たりの入院料の自己負担額（地域加算を含む）の支払いが、自己負担限度額を越えた場合、申請することで高額療養費として還付支給されます。事前に「**限度額適用認定証**」の交付を受け、入院受付窓口に提示すると、1ヶ月の入院料のお支払いが自己負担限度額までになります。

※ **食事療養費**（1食460円×食数分）は、別途負担になり、所得や課税状況に応じて減額制度が受けられます。

※ **病衣、タオル、オムツ等**は、リース（有料）でのご利用が可能です。

※ 緩和ケア病棟を理解していただくため**入院前の病棟見学**は可能です。

退院について

当院の緩和ケア病棟はがんに伴う苦痛症状の緩和を目的としています。病状が安定し、退院が可能と主治医が判断した場合、在宅療養または他施設への転院を支援させていただきます。